

# 目 次

I . 政治資金監査の目的	1
I-1 政治資金監査の範囲	
I-2 未払金等の取扱い	
I-3 支出の発見	
I-4 使途の妥当性の判断	
II . 登録政治資金監査人	3
II-1 会計責任者の職務を補佐していた者による政治資金監査	
II-2 会計業務を受託している者による政治資金監査	
II-3 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査	
II-4 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査	
II-5 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査	
II-6 確定申告を受託している税理士による政治資金監査	
II-7 政治団体の会員による政治資金監査	
II-8 政党助成法の監査意見書を作成した者による政治資金監査	
II-9 同一団体に繰り返し政治資金監査を行う場合	
II-10 政治資金監査報告書の提出義務と登録政治資金監査人	
II-11 登録政治資金監査人の守秘義務	
III . 国会議員関係政治団体	—
IV . 政治資金監査指針① 一般監査指針	8
IV-1 会計帳簿等に係る電磁的記録の保存の確認	
IV-2 複数団体に対する政治資金監査と所属党派	
IV-3 一の契約により複数団体に対して行う政治資金監査	
IV-4 対象団体以外の者との政治資金監査契約の締結	
IV-5 複数の登録政治資金監査人による政治資金監査	
IV-6 政治資金監査の作業の分割	
IV-7 政治資金監査報酬の指針	
IV-8 無償による政治資金監査	
IV-9 政治資金監査報酬の支払方法	
IV-10 会計責任者であった者による政治資金監査報酬の支払い	
IV-11 使用人等の資格	
IV-12 使用人等による領収書等の突合	

- IV-13 使用人の使用に係る業務委託契約
- IV-14 政治資金監査の実施に支障を来たす場合
- IV-15 政治資金監査契約書のひな形
- IV-16 法人による政治資金監査
- IV-17 政治資金監査契約書への印紙の貼付
- IV-18 政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付
- IV-19 政治資金監査報酬からの源泉徴収

## V. 政治資金監査指針② 個別監査指針・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### 【会計帳簿】

- V-1 補助簿・日計表の類の使用

### 【明細書】

- V-2 明細書
- V-3 明細書を提出する場合

### 【領収書等】

- V-4 国税領収証書
- V-5 自動車納税通知書兼領収証書
- V-6 公共料金等の請求書兼口座引落しの案内
- V-7 振込手数料の領収書等
- V-8 あて名のないレシート
- V-9 代金引換の領収書等
- V-10 職員名義契約の携帯電話の使用料に係る領収書等
- V-11 クーポン等の切り離し
- V-12 郵便振替受払通知票
- V-13 払込金受領証の取扱い
- V-14 請求書等
- V-15 政治団体が作成した経費支出伺書等
- V-16 政治団体による支出証明書
- V-17 無償提供に対して政治団体が交付した受領証
- V-18 クレジットカードの月次利用明細書
- V-19 「お品代」の但書き
- V-20 「請求書のとおり」の但書き
- V-21 発行者情報の無い領収書等
- V-22 印紙が貼付されていない領収書等
- V-23 支出の相手方から受領印を得た書面
- V-24 年の記載のない領収書等
- V-25 印字の読みとれなくなったレシート
- V-26 支出の目的の追記
- V-27 あて名の追記
- V-28 領収書等の改ざんの形跡
- V-29 複数支出への領収書等の一括発行

V-30 複数団体への領収書等の一括発行

【領収書等を徴し難かった支出の明細書】

V-31 お祭りの屋台等における領収書等の徴取

【振込明細書】

V-32 インターネットバンキングにおける振込明細書

V-33 郵便局の払込票兼受領証

V-34 振込明細書のない場合

V-35 振込明細書に係る支出目的書がない場合

V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書

V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合

【領収書等亡失等一覧表】

V-38 領収書等亡失等一覧表への会計責任者等の記名・押印

V-39 領収書等亡失等一覧表に記載された支出に係る請求書等

【残高確認書】

V-40 残高確認書の添付書類

【その他】

V-41 預金口座の確認

V-42 政治活動に関する支出

V-43 解散団体による政治資金監査報酬の計上

V-44 振込みの方法による支出について領収書等を徴取した場合

V-45 収納代行・代金引換における支出を受けた者

V-46 資金前渡し及び立替払いによる物品購入

V-47 領収書等に住所の記載がない場合

V-48 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法

V-49 海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法

V-50 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合

V-51 領収書等の写しの提出方法

## VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング・・・ 35

VI-1 ヒアリングにおける確認方法

VI-2 ヒアリング結果と監査調書

VI-3 人件費の取扱いの不備

VI-4 政治資金監査報酬の計上

VI-5 事務所の共同使用

## VII. 政治資金監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

VII-1 連名による政治資金監査報告書

- VII-2 政治資金監査報告書への契印・割印
- VII-3 収入・支出の記載漏れ
- VII-4 主たる事務所以外の実施場所の記載方法
- VII-5 主たる事務所が閉鎖された場合
- VII-6 主たる事務所とそれ以外の場所の両方で実施した場合
- VII-7 指摘による修正の記載
- VII-8 意見の記述
- VII-9 記載例以外の事項の記載
- VII-10 収支報告書の写しの添付
- VII-11 政治資金監査報告書のオンライン提出
- VII-12 政治資金監査報告書の内容変更
- VII-13 令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

## VIII. その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- VIII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等
- VIII-2 個別の指導・助言の取組の趣旨について